

国設南ふらのスキー場安全報告書

● はじめに

当町の索道事業に対して、日頃のご利用とご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

本報告書は、鉄道事業法に基づき、輸送の安全の水準の維持及び向上を図ることを目的に定めた当町の安全管理規程第2条第3項により、輸送の安全確保のための取り組みの実績その他安全に関する情報について安全報告書として公表します。

● 輸送の安全を確保するための基本的な方針

1. 管理者（町長（以下単に「管理者」という。））及び副管理者（副町長（以下単に「副管理者」という。））は、安全第一の意識をもって事業活動を行える体制の整備に努めるとともに、索道施設及び職員等を総合活用して輸送の安全を確保するための管理の方針その他事業活動に関する基本的な方針を定める。
2. 職員等の安全に係る行動規範（安全の基本理念、安全方針）は次のとおりとする。
 - （1）一致団結し輸送の安全確保に努めること。
 - （2）輸送の安全に関する法令及び関連する規程をよく理解するとともにこれを遵守し、厳正、忠実に職務を遂行するものとする。
 - （3）常に輸送の安全に関する状況を理解するよう努めること。
 - （4）職務の実施に当たり、推測に頼らず確認の励行に努め、疑義のある時は最も安全と思われる取り扱いをすること。
 - （5）事故・災害等が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、すみやかに安全適切な処置をとること。
 - （6）情報は漏れなく迅速、正確に伝え、透明性を確保すること。
 - （7）常に問題意識を持ち、必要な変革に果敢に挑戦すること。

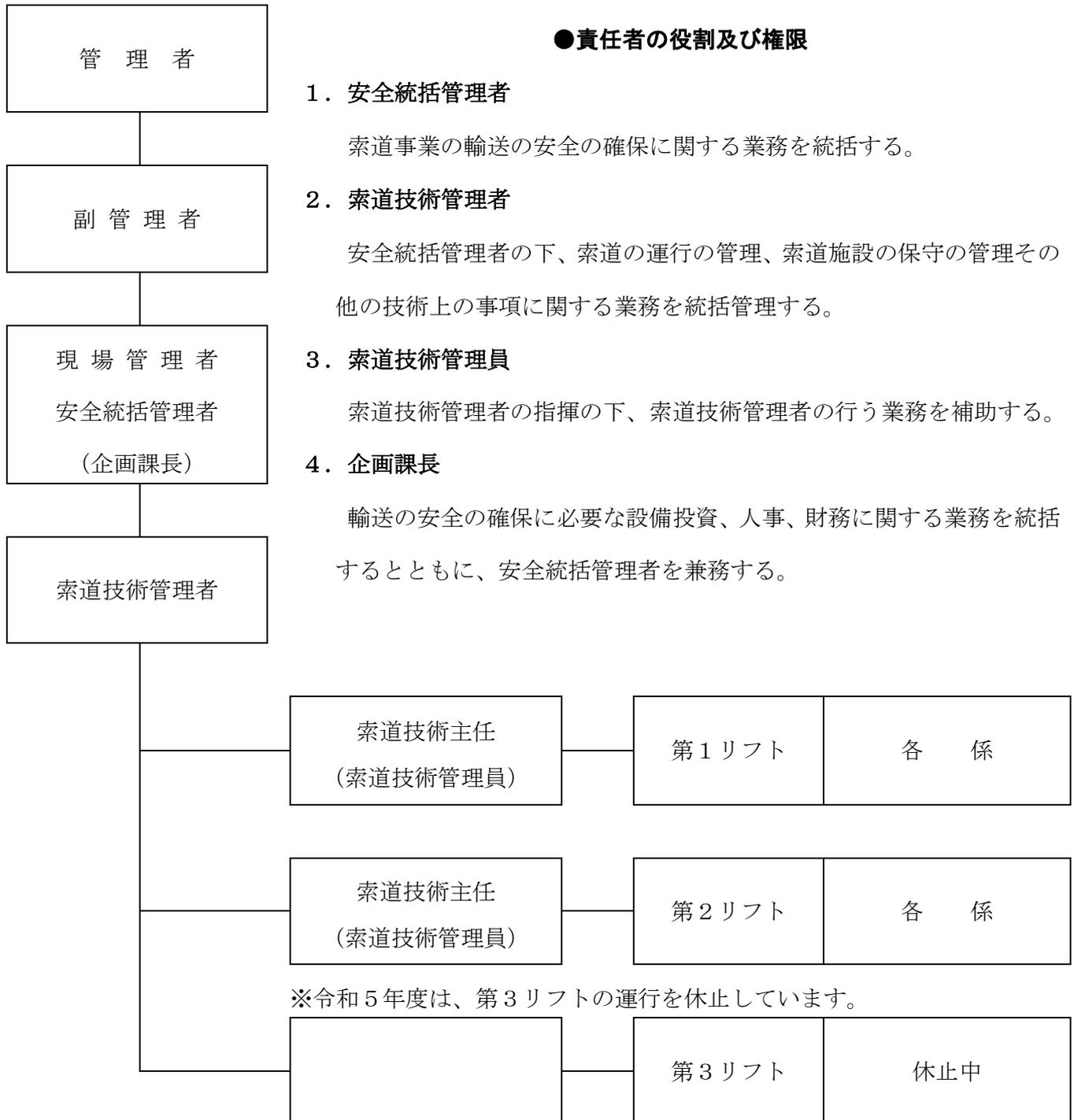
● 輸送の安全を確保するための事業の実施及び管理体制並びに方法

1. 輸送の安全の確保に関する組織体制
 - （1）管理者は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負うものとする。
 - （2）管理者及び副管理者は、輸送の安全を確保するための索道事業の実施及び管理の体制を整備するとともに、索道事業の実施及び管理方法を定める。
 - （3）管理者及び副管理者は、索道事業の遂行に際し、設備、運行、要員、投資、予算その他の必要な計画の策定において、次項に掲げる者その他必要な責任者に対し、安全性及び実現可能性の観点からの検証を行わせる。
 - （4）管理者及び副管理者は、輸送の安全を確保するため、索道事業の実施及び管理の状況を把握し、必要な改善を行う。
 - （5）管理者及び副管理者は、輸送の安全の確保に関する改善施策の決定に際しては、安全統括管理者のその職務を行う上での意見を尊重する。
 - （6）管理者及び副管理者は、事故、事故のおそれのある事態、災害その他輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれのある事態の規模や内容等に応じ、事故対策本部の設置や責任者、対応方法について協議決定し、職員等に周知する。

2. 安全確保に関する体制図

南富良野町の索道事業における安全確保に関する体制と各責任者の役割及び権限は、下記に挙げるとおりとする。

輸送の安全確保に関する体制図



● 輸送の安全確保に関する管理方法

1. 安全統括管理者は次の事項について適切に対応実施します。

- (1) 情報の伝達及び共有に関する事項
- (2) 事故等の防止対策の検討及び実施に関する事項
- (3) 索道事業の輸送に係る業務の実施及び管理状況の確認に関する事項
- (4) 安全管理規程の周知に関する事項
- (5) 事業の実施及びその管理の改善に関する事項

2. 輸送の安全を確保するための取り組み

- (1) 緊急時の対応訓練等

毎年、シーズン開始前に輸送の安全を期するための荷重試験や、万一の索道事故や災害を想定した救助訓練及び、けが人等の応急処置研修を実施しています。

① 【写真】荷重試験実施状況



② 【写真】リフトからの救助訓練実施状況



③【写真】応急処置救命講習(消防署の指導による講習・講演実施状況)



● 輸送の安全・安心を提供する取り組みについて

1. 始業前点検において各々下記のとおり整備処置を実施しております。

・ 第1リフト（主な処置等）

- ・ 接地絶縁抵抗測定
- ・ 軸受深傷振動検査（原動機・減速機・原動滑車・折り返し滑車）
- ・ 建造物、支柱、索受装置、保護設備、索条、搬器、握索装置検査
- ・ 救助用具、保安装置、受電・配電・照明設備・原動・緊張・折り返し設備検査
- ・ 荷重制動試験、電動機負荷試験
- ・ 減速機オイル洗浄
- ・ 常用制動機ブレーキ調整
- ・ 非常用制動機ブレーキ調整
- ・ 主たる交換部品等：支えい索交換
- ・ 給油内容：各支柱、圧索輪、厚索輪、滑車グリース 10 kg、握索装置のグリース 6 kg

・ 第2リフト（主な処置等）

- ・ 接地絶縁抵抗測定
- ・ 軸受深傷振動検査（原動機・減速機・原動滑車・折り返し滑車）
- ・ 建造物、支柱、索受装置、保護設備、索条、搬器、握索装置検査
- ・ 救助用具、保安装置、受電・配電・照明設備、原動・緊張・折り返し設備検査
- ・ 荷重制動試験、電動機負荷試験
- ・ 減速機オイル洗浄
- ・ 常用制動機ブレーキ調整
- ・ 非常用制動機ブレーキ調整
- ・ 主たる交換部品等：なし
- ・ 給油内容：各支柱、受索輪、圧索輪、滑車グリース 12 kg、握索装置のグリース 7 kg

2. 索道技術管理者が運輸局主催の索道技術管理者研修会に参加し、再度安全について理解を深めております。

3. 事業開始前において、打合せ会議を実施し従事者としての職務、心構え、接客等について教育を実施しています。

4. 営業運行前には試運転の実施を徹底し、安全である事を確認し営業運行を実施しました。
5. 気象変化に対応した運行に努めました。
6. 運輸局、索道協会からの事故情報は従業員に回覧し、安全意識の向上に努めました。

● 索道事故及びインシデントについて

1. 令和5年度の索道事故・インシデント等の発生状況のまとめ

- ・ 期 間：令和5年12月1日～令和6年3月31日
- ・ 輸送開始日：令和5年12月28日

(1) 索道運転事故の発生状況（単線固定循環式特殊索道）

- ・ 第1リフト（2人乗り）：索道運転事故等の発生はありませんでした。
- ・ 第2リフト（1人乗り）：索道運転事故等の発生はありませんでした。

(2) インシデントの発生状況（単線固定循環式特殊索道）

- ・ 第1リフト（2人乗り）：インシデントの発生はありませんでした。
- ・ 第2リフト（1人乗り）：インシデントの発生はありませんでした。

● 索道運転事故の定義と意義について

1. 索道運転事故とは、「索条切断事故、搬器落下事故、搬器衝突事故、搬器火災事故、索道人身障害事故」を指します。

- (1) 索条切断事故：索条が切れた事故を指します。
- (2) 搬器落下事故：搬器が落下した事故を指します。
- (3) 搬器衝突事故：搬器が他の搬器、または工作物と衝突・接触した事故を指します。
- (4) 搬器火災事故：搬器に火災が発生した事故を指します。
- (5) 索道人身障害事故：搬器の運転により人の死傷を生じた事故（前途の事故に伴うものを除く）を指します。

2. インシデントとは、「索道運転事故が発生するおそれがあると認められる事態」であって、鉄道事故報告規則第4条第2項各号に挙げるものです。

- (1) 索条に重大な損傷が生じた事態。
- (2) 索条の張力が異常に増大または減少した事態。
- (3) 索条が受索装置、滑車などから外れた事態。
- (4) 握索または放索が不完全になった事態。
- (5) 支柱、制動装置、保管装置等に搬器の安全運転に支障を及ぼす故障・損傷・破壊等が生じた事態。
- (6) 搬器の懸垂部若しくは走行部、握索装置、または接続装置に搬器の安全運転に支障を及ぼす故障・損傷・破壊等が生じた事態。
- (7) 搬器が逆送した事態。
- (8) 前項に挙げる事態に準じる事態。

●最後に

2023-2024シーズンは、事故もなく無事に営業を終了することが出来ました。

ご利用いただきました皆様に心より感謝申し上げ、今後とも安全輸送に努めてまいりたいと考えておりますので、ご利用よろしくお願いたします。

報告者:南富良野町(企画課商工観光係)TEL0167-52-2115